

令和5年度埼玉県新型コロナウイルス感染症セーフティネット 強化補助金（ひきこもり支援体制構築加速化事業）交付要綱

（通則）

- 1 令和5年度埼玉県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金（ひきこもり支援体制構築加速化事業）（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）、令和5年4月3日付け厚生労働省発社援0403第3号「令和5年度（令和4年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の交付について」、令和4年6月10日付け社援発0610第4号「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業の実施について（一部改正）」（以下「実施要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 補助金は、新型コロナウイルス感染症やコロナ禍における物価高騰等への対応として必要となる多様なひきこもり支援体制構築加速化事業について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、市町村等の取組を包括的に支援することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 補助金の交付対象者は市町村とし、実施要綱により県が補助する事業に要する経費のうち、4に定める事業実施計画に記載されたものを交付の対象とする。

（事業実施計画の作成及び提出）

- 4 補助金の交付を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した様式第1号様式による事業実施計画を作成し、交付の申請に際して、当該計画を埼玉県知事に提出するものとする。
 - （1）事業実施計画を作成する市町村の名称
 - （2）実施する事業の概要及び必要な経費
 - （3）その他必要な事項

（申請手続）

- 5 補助金の交付の申請は、市町村長が、第2号様式による申請書に、事業実施計画その他関係書類を添えて、別に定める日までに埼玉県知事に提出して行うものとする。

（交付額の算定方法）

- 6 補助金の交付額は、次により算定された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)による選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額（間接補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第4欄に定める交付率を乗じて得た額と、県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付する。

(変更申請手続)

- 7 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(補助金の概算払)

- 8 埼玉県知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

(交付決定までの期間)

- 9 埼玉県知事は厚生労働大臣からの交付の決定がされ次第、速やかに市町村長に対して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

- 10 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合（軽微な変更を除く。）は、埼玉県知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く）は、埼玉県知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業実施計画を中止し、または廃止する場合には、埼玉県知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに埼玉県知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 事業実施計画の実施により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して利用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
 - (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (7) 事業実施計画の実施により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。
 - (8) 補助完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が

0円の場合を含む。)には、第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月30日までに埼玉県知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(9) 補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第6号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定する日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) 市町村は、市町村が適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

① (1) から (8) までに掲げる条件

この場合において、(1) から (4)、(6) 及び (8) の規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、「第4号様式」とあるのは「第5号様式」と、(5) 中「50万円」とあるのは「30万円」と、「知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、(5) 及び (8) 中「この補助金」とあるのは「この間接補助金」と読み替えるものとする。

② 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(実績報告)

11 補助金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したときは、第3号様式による事業実績報告書の関係書類を添えて、別に定める日(10の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに埼玉県知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 12 埼玉県知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により 5、6、7 及び 11 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ埼玉県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。